別記様式第３号（第６条関係）

誓約書兼同意書

私は、上三川町空き店舗等利活用促進事業補助金交付申請に当たり、上三川町補助金等基本条例（平成２０年上三川町条例第９号。以下「条例」という。）の義務規定を遵守すると共に、次に掲げる内容について、誓約し同意します。

・出店する店舗の業種が、上三川町空き店舗等利活用促進事業補助金交付要綱別表第２の小分類に掲げる業種のいずれかに該当します。

・営業に関し、法令に基づく許可、認可、届出、資格等（以下「許可等」という。）が必要な場合、その許可等を有し、又は開業までに取得する見込みがあります。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第１３項に規定する接客業務受託営業を行う者ではありません。

・出店しようとする空き店舗等において１年以上継続して営業する意思を有します。

・出店しようとする空き店舗等において週３日間以上営業します。

・賃借事業においては、補助金の交付の決定を受けた日から１月以内に営業（営業に工事を伴う場合は１月以内に工事）を開始します。

・店舗改装事業においては、補助金の交付の決定を受けて事業に着手してから、１年以内に当該交付決定における営業を開始します。

・店舗併用住宅の所有者である場合、併用住宅改修事業の完了後、速やかに空き店舗等利活用促進事業に登録します。

・町税の滞納はありません。また、この確認のため上三川町が保有する税務情報を照会することに同意します。

・賃借事業の申請においては、空き店舗等の所有者の２親等以内の親族ではありません。

・本申請内容と重複して他の制度による補助事業等の交付を受け又は受けようとしていません。

・上三川町暴力団排除条例（平成２４年上三川町条例第３０号）第２条第３号に規定する暴力団、同条第５号に規定する暴力団員等又は第６条に規定する密接関係者には当交付申請者は該当せず、これらの者が経営に事実上参画していることはありません。また、この確認のため下野警察署に照会することに同意します。

・政治団体ではありません。また、宗教上の組織及び団体ではありません。

・条例第２１条に規定する報告、立入検査の求めがあった場合は、これに応じます。

・本誓約に違背するなど、条例第２３条各号のいずれかに該当した場合は、その規定による交付決定の取消し及び、条例第２４条の規定による補助金の返還命令に異議なく応じます。

　　　　　　年　　月　　日

上三川町長　宛て

交付申請者

住　　　所：

※代表者本人が自署して下さい

商号又は名称：

代表者名：

代表者住所：

代表者生年月日：　　　　　　年　　月　　日